

消防団普及啓発等事業

委託業務仕様書

1 業務名

消防団普及啓発等事業

2 業務期間

契約締結の日から令和3年2月28日まで

3 業務目的

消防団は、各市町村に設置され、消防団員は、それぞれ自分の仕事を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という自助・共助の精神に基づき地域防災の担い手として、地域に密着して活動しており、住民の安全と安心を守るという重要な活動を行っている。

一方、本県の消防団員数は令和元年10月1日現在、1,768名で全国平均（約18,000人）の1/10以下となっている。また、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等の理由により、全国的にも消防団員数は減少傾向となっている。

このような現状を踏まえ、県民に対する消防団の認知度向上を図り、もって消防団への加入を促進することを目的にプロモーション事業を実施する。

4 委託業務内容

(1) 県民に対する消防団の認知度向上を図り、もって消防団への加入を促進することを目的に、下記事項に着眼した効果的なプロモーション事業の実施を委託する。

- ① 消防団は地域に密着した組織となっており、消防団活動が活性化することにより、地域の連携が深まり、地域が活性化することが期待され、そのためには学生等の若い世代の関わりが必要となる。学生等が消防団活動に参加することは、自身にとって貴重な体験になるとともに、地域防災に関心を持つことで、消防団活動や地域の防災活動などに参加し、地域防災の担い手となることが期待されることから学生や若い世代の消防団員の存在活動等について県民への周知を図る。
- ② 消防団活動は、消火活動や救助活動のみならず、応急手当や火災予防の普及啓発、また災害時における避難所運営支援など多岐にわたり、女性ならではのきめ細やかな視点も必要とされているため、女性消防団員の存在や活動等について県民への周知を図る。

- (2) 上記(1)実施するための一切の経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管

5 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ（公財）沖縄県消防協会が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画コンペ参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による（公財）沖縄県消防協会の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

6 成果物

次に掲げる成果物を令和3年2月28日までに提出すること。

- (1) 委託業務報告書（様式任意） 2部
- (2) (1)の電子データ

(3) その他、（公財）沖縄県消防協会が必要と認める書類

7 著作権

成果物の著作権及び所有権は（公財）沖縄県消防協会に帰属する。ただし、本委託調査にあたり、第三者の著作権その他の権利に定食するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

8 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、（公財）沖縄県消防協会と受託者で協議の上、決定する。

9 事業予算規模

1,036,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

10 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が採択された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 採用された企画案については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- (4) 受託者は、定期的に委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。
- (5) 本事業を実施するにあたり、総務省消防庁の「消防団ホームページ」を参照すること。また同ホームページに掲載された広報媒体等の活用を希望する場合は、（公財）沖縄県消防協会に連絡すること。その場合、沖縄県を経由して、総務省消防庁の承諾の可否について確認することとする。

11 企画提案の内容

次に掲げる企画提案の内容とすること。

- (1) 本業務の実施にあたっての基本的な考え方（本業務の趣旨に沿った運営方針等）
- (2) 本事業を効果的・効率的に実施するための具体的な提案
（提案にあたっては、その理由も含めて記載すること）
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策は十分に施され、且つその影響を受けな

い事業の提案であること。

12 積算見積

(1) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

I. 直接経費

- 1 人件費（※消防団員等、協力者への費用弁償等を含む）
- 2 旅費（※消防団員等、協力者への交通費等を含む）
- 3 印刷製本費
- 4 消耗品費
- 5 通信運搬費
- 6 使用料・賃借料
- 7 役務費
- 8 その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

II. 再委託費

III. 一般管理費（上記 I 及び II の合計額の10%以内とする）

IV. 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※ この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

※ 契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること。

(2) 提案にあたっては、1,036,000円(税込み)を上限として見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金とは異なる場合がある。